

遺伝子組換え農産物と食品表示

一般財団法人日本食品分析センター 吉原路子

遺伝子組換え農産物は、食糧の安定的な確保を目指して開発され、1990年代後半から米国を中心に栽培が盛んにおこなわれるようになりました。現在の栽培国は29ヶ国に上り、作付面積は日本の国土面積の5倍を超え、我が国もトウモロコシ・大豆等の農産物を多く輸入していますが、国内で食用・飼料用として商業用に栽培されている遺伝子組換え農作物は、現時点では報告されていません。

日本では関連法規に基づき安全性が担保された後、1996年より遺伝子組換え農産物の輸入が開始されました。2001年には、これらの農産物を原料として製造された食品群について、JAS法及び食品衛生法において表示が義務付けられました。この制度は、原材料の適切な取り扱いによって維持できる制度です。そのため、原料管理の適正化を支えるシステムとして、分別生産流通管理（IPハンドリング）のマニュアルがこの機に整備されました。

食品表示の一元化に伴い、制定から15年を経過したこの法律も、見直しをされることとなりました。遺伝子組換え農産物は、既に厚生労働省の安全性審査が終了していること、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を実現するための制度の構築が必要とされたことから、食品表示一元化法案とは別の枠組みで検討されることとなりました。検討会では、消費者に分かりやすい表示を提供することと同時に、遺伝子組換え農産物の流通状況及び事業者の実行可能性等も考慮され、報告書がまとめられました。これらを基に、法令の改定案が提出され、食品安全委員会表示部会の審議を経て、表示制度は2019年改正されました。現在は移行期間になります。

検討委員会の論点及び改正の概要は以下の通りです。

	論点	現行制度	方向性
義務	表示義務対象品目	安全性が確認された8農産物及びそれを原材料とした33加工食品群	現行制度を維持
	表示義務対象原材料の範囲	加工食品において、主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)	現行制度を維持
	「遺伝子組換え不分別」の表示	分別生産流通管理がされていないものについて「遺伝子組換え不分別」と表示	分かりやすく誤解を招かない表示を検討
	義務表示が免除される混入率	ダイズ及びトウモロコシにおいて、遺伝子組換え混入率が5%を超える場合に「遺伝子組換え不分別」である旨の義務表示が必要	現行制度を維持
任意	「遺伝子組換えでない」の表示が認められる条件	ダイズ及びトウモロコシにおいて、遺伝子組換え混入率が5%以下であれば「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が可能	「5%以下」から「不検出」に厳格化

※ 表示義務対象品目については、今年から新たに1品目追加されたため、現在は9農産物になっています。

主な変更点について、少し詳しく見てみましょう。

①「遺伝子組換え不分別」について、分かりやすく誤解を招かない表示を検討。

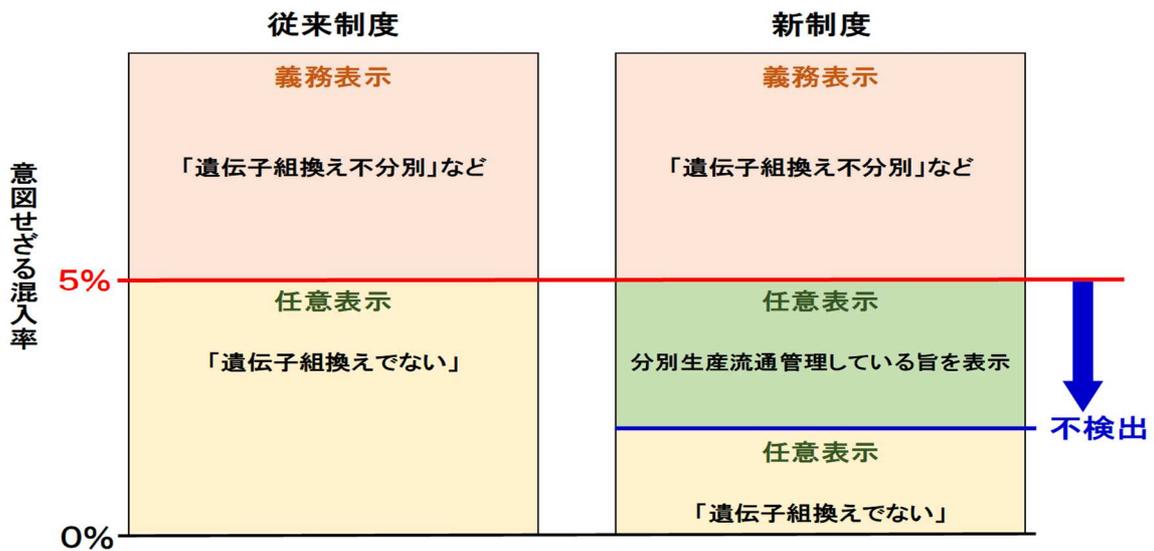
改正前の制度では、分別生産流通管理(IPハンドリング)がされていないものについて、「遺伝子組換え不分別」と表示しています。この「不分別」という表記が消費者には分かりにくいこと

から、「遺伝子組換え不分別」については、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨がわかる文言であれば実態を反映した表現を使用する事、枠外に分別していない旨の説明書きを付記することも有効であるとされました。

②任意表示「遺伝子組換えでない」と表示する場合の厳格化

今回の検討会の中で最も注目を集めた点で、諸外国の表示の事例なども踏まえ、「遺伝子組換えでない」と表示する場合は厳格化がされました。

任意表示のうち、意図せざる混入が5%以下であれば「分別生産流通管理をしている旨」の表示は可能ですが、「遺伝子組換えでない」と表記する場合は、「不検出」が条件となります。「不検出」を確認するための検査方法が新たに追加されました。



ただし、追加された「遺伝子組換え農産物混入の判定に係る検査法」は、大豆及びトウモロコシに限定されており、他の7農産物の分別生産流通管理に基づいた意図せざる混入率の定めはありません。従って、これらについて「遺伝子組換えでない」と表示するための条件は従来と変わりません。

以上、遺伝子組換え食品の表示制度の改正について解説してきました。遺伝子組換え表示は、2023年4月1日から、新しい制度に切り替わります。滞りなく移行できるよう、お取り扱いの商品の表示の見直しをしておきましょう。

参考：： ISAAA Global Status of Commercialized Biotech/GM Crops: 2019

- 一般財団法人食品産業センター「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆，とうもろこし）確保のための流通マニュアル」2001年12月改訂
- 消費者庁 遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書
- 食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)
- 別添「安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」
- 食品表示基準Q & A 別添 遺伝子組換え食品に関する事項

以上